

川内川の情報をお伝えします

# 京町出張所だより

No. 4 H22.1.12(火)

〔発行〕 国土交通省

川内川河川事務所京町出張所

## えびの『水辺の楽校』の進捗（池島地区環境整備事業 Vol.3）

### せせらぎ水路や散策路の工事を実施中

えびの「水辺の楽校」の環境整備工事（坂口建設）は3月末完成に向け、多目的広場の整地作業やせせらぎ水路・散策路など施工中です。せせらぎ水路においては、子供らによる石積み体験や見学を予定しています。

（施工中写真）

せせらぎ水路



ア-カガート（せせらぎ水路）



散策路・多目的広場



と いし 飛び石（既設）



かいだん 階段・ステージ（既設）



## 西境川水門新設及び築堤工事の進捗（激特事業 Vol.4）

### 2月末日には水門本体部完成へ

西境川の水門工事（森組）は基礎杭や取付擁壁が完成し、現在、水門本体部の完成に向け施工中です。

引き続き、低水護岸や管理橋・水門ゲートの設置にかかり予定で

全 景



ちくてい もりど 築堤（盛土）



水門本体部



### 工事へのご協力をお願いします

工事にあたっては、安全を第一に騒音、粉塵、汚濁等に対して対策を実施しながら施工しています。工事へのご理解とご協力をお願いします。

## 川内川で行われている河川工事

現在、川内川（京町出張所管内）では、出水等で被災した護岸の復旧工事や床固の補修工事が発注されており、今年度の完成に向け施工中です。

- ・今西床固補修工事（株吉行産業）
- ・坂元地区護岸災害復旧工事（株ゆう・ひがし）
- ・加久藤地区護岸根固災害復旧工事（株吉元組）



今西床固（施工中）



坂元地区（施工中）



加久藤地区（現況）

### Q&Aシリーズ④

### ご質問にお答え します

Q. どんと焼きを川の中（高水敷き等）でやりたいのですが？

A. 河川は公共のものなので、「自由使用」といい原則として誰もが自由に利用することが出来ます。（散歩や釣りなど）

下記（参考）以外は河川法の許可は必要ありませんが、出張所へ届けをして下さい。（河川区域内でのイベント等、慣習による行事等、河川の清掃等、その他一時的に土地を使用する場合など）

（参考）河川区域内での下記の行為は河川管理者の許可が必要です

- (1) 土地を占有する場合
- (2) 物を作る場合
- (3) 水を取水する場合
- (4) 砂利や砂を採取する場合
- (5) 土地の形状変更（掘削・盛土）行う場合など

※河川区域とは・・・一般的に川、河川敷、堤防などの区域を指します

## で・き・ご・と

★各地区で「どんと焼き」（河川敷を利用した行事）

1月6日：前田区、7日：麓北育成会、9日：町区、京町子ども育成会



「京町出張所だより」は、えびの市役所吐ー  
・川内川ホームページにて!!

（ホームページアドレス）<http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/>

川内川に関する情報・意見などお寄せ下さい

川内川についてのご意見・要望等は・・・

（こちらへ） 国交省川内川河川事務所

京町出張所 電話：0984-37-1151